

キッズプラネット2006 —天体望遠鏡を作ろう—

自作の望遠鏡で天体を観測することで、天体・自然科学などへの理解と関心を深めます。

- 日時／8月25日(金)午前10時～正午
- 場所／天文館
- 対象／向日市在住の小学4～6年生15人
- 講師／天文館職員
- 参加費／2,000円
- 持ち物／はさみ、袋(望遠鏡持ち帰り用)
- 申込み／8月4日(金)午前9時30分から、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、参加費を添えて、天文館へ。定員になり次第締め切ります。
- ☎天文館 ☎935-3800

文化・芸能

市民音楽祭 出演団体募集



- 日時／11月4日(土)午後1時30分～4時
- 場所／市民会館ホール
- 対象／市内在住・在勤者(年齢を問わず)

で構成されたアマチュア・コーラス・グループで、市内に活動拠点を設けているもの

- 申込み／所定の申込用紙(市民会館で配付)に必要事項を記入し、8月1日(火)～31日(木)(午前9時～午後5時、ただし、土曜日午後・月曜日を除く)に市民会館へ(所定の用紙であれば、ファックス可)。
- ☎市民会館 ☎932-3166、☎932-1552

サービス情報

行財政

今後の乙訓地域のあり方を考えよう



乙訓地域の行財政のあり方を調査・検討する「京都南部地域行政改革推進会議乙訓地域分科会」のホームページを開設しました。

当ホームページでは、向日市・長岡京市・大山崎町の各自治体はもちろんのこと、乙訓地域としての今後の方向性がどうあるべきかなど、二市一町の現況を比較した情報や合併関連の情報などをお知らせするとともに、ご意見なども伺います。

HP <http://www.otokuni-cbk.jp/>

☎乙訓地域分科会事務局 ☎956-6755・6756

福祉

福祉医療・重障老人健康管理事業の更新はお済みですか

8月8日(火)まで(土・日を除く)が更新受付期間となりますので、期間内に手続きをお済ませください。

郵送で更新の手続きをする場合は、到着後随時受給者証を送付します。なお、この期間内に更新の手続きをされない場合は、受給資格を抹消されることがありますので、ご注意ください。

☎健康推進課医療係(内線342)

お忘れなく 現況届・所得状況届

この届は、8月から1年間引き続き手当が受給できるかどうかを決めるものです。

※今年の1月2日以降に転入された方は、前住所地の課税証明(平成17年分)が必要です。

■児童扶養手当の受給権者の現況届、特別児童扶養手当の受給権者の所得状況届■

児童扶養手当の受給権者は現況届を、特別児童扶養手当の受給権者は所得状況届をそれぞれ期限までに提出してください。

※提出がなくて2年が経過すると時効となり、受給資格がなくなりますので、ご注意ください。

- 提出期間(期日厳守)／
- 児童扶養手当…8月1日(火)～31日(木)
- 特別児童扶養手当…8月11日(金)～9月11日(月)
- 提出先／子育て支援課子育て支援係(内線349)
- 特別障害者手当等の受給資格現況届■

- 提出書類／
- 特別障害者手当受給権者

①現況届②所得状況届③年金証書④年金振込通知書(平成17年1月～12月分、本人のもの)

- 障害児福祉手当受給権者
- ①現況届

- 経過福祉手当受給権者
- ①現況届②年金証書③年金振込通知書(平成17年1月～12月分、本人のもの)

- 提出期間(期日厳守)／8月11日(金)～9月8日(金)
- 提出先／障害者高齢者支援課(内線327、340)

作品募集

みんなで創る人権五・七・五標語コンクール

●募集内容／一人ひとりの人権の大切さや、互いの人権を尊重し合える共生社会の大切さを表した「五・七・五」形式の短文

- 一般の部 ○青少年の部(18歳未満の方。小学生以下を除く) ○小学生の部

●対象／京都府内に在住、または、通勤・通学されている方

●応募規定／○自作の未発表作品に限る。○入選作品の著作権は、京都府に属するものとする。○応募する作品は、一人につき3点以内 ○応募作品の訂正、返却、問い合わせには応じられません。

●申込み／ハガキに①応募作品(3点以内、楷書で明瞭に記入し、漢字にはすべてふりがな)②氏名(ふりがな)③年齢④郵便番号・住所⑤電話番号⑥青少年の部、小学生の部に応募の方は、学校名と学年を記入の上、9月8日(金)(必着)までに〒602-8570 京都府府民労働部人権啓発推進室「第5回みんなで創る人権五・七・五標語コンクール」募集係へ。

●主催／京都人権啓発推進会議
☎京都府府民労働部 人権啓発推進室 ☎414-4271

HP <http://www.pref.kyoto.jp/jinken/index.html>

そのほかのお知らせ

食品表示110番

JAS法に基づき、一般消費者に販売される全ての飲食物品に正確な情報を表示することが義務付けられています。

食品表示について疑問がある場合、また、不審な表示を見つけた場合は食品表示110番(農林水産省近畿農政局表示・規格課 ☎414-9026)へ。

近畿農政局では、食品表示についての講習に講師を派遣しています。近畿農政局地域第一課 ☎414-9920へお問い合わせください。

市民税課税層における介護保険施設での食費・居住費の特例減額措置

市民税課税者がおられる高齢者等世帯で、どなたかが介護保険施設に入所したことにより、在宅に残る配偶者などが生計困難にならないよう、入所者の居住費などを軽減します。

次の要件すべてに該当する方が対象となります。詳しくはお問い合わせください。

●対象要件

- ①その属する世帯の構成員の数が2人以上の方
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担(1割負担、居住費、食費の年額合計)見込額を引いた額が80万円以下の方
- ③世帯の預貯金などの額が450万円以下である方
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない方
- ⑤介護保険料を滞納していない方

なお、高齢者世帯で、上記の要件のうち、②の額が150万円以下に該当する場合は、府の軽減制度が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ 障害者高齢者支援課介護保険係(内線371)

老人保健の限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税が非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をされますと、入院したときに窓口で支払う一部負担金と食事代が減額されます。入院中、入院予定のある方、認定証の有効期限が切れた方は代理の方でも結構ですので、必ず事前に申請してください。

		入院時および世帯単位の自己負担限度額(月額)	入院時の食事代(1食当たり)	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
			過去12か月以内に90日を超える入院	160円*
	区分Ⅰ	15,000円	100円	

■区分Ⅱ 世帯員全員が住民税非課税である方

■区分Ⅰ 世帯員全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の方

●申請に必要なもの／老人保健医療受給者証、健康保険証、印鑑、 ※に該当する方は、90日分の入院期間を証明するもの(領収書可)

●老年者に係る住民税非課税措置の廃止により課税になった世帯に対する経過措置／住民税非課税措置の廃止により住民税課税になった世帯で、同じ世帯におられる非課税の方に対しては申請により、入院時の自己負担限度額および食事代は「区分Ⅱ」が適用される場合があります。

●お問い合わせ 健康推進課医療係(内線342)